平成２５年（フ）第５１号
愛媛県大洲市長浜町出海丁378番地７
債務者　村上　貞晴
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後１時40分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古田　真久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
松山地方裁判所大洲支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１２５９号
札幌市西区八軒10条東４丁目１番12号　第２金谷マンション101号、申立時の住所札幌市西区八軒７条東１丁目２番31号
債務者　太田　恵子
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３７３号
札幌市白石区本通３丁目南２番18―703号
債務者　板田のぶ子（旧姓中込）
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４６６号
札幌市西区発寒７条12丁目１番15―402号
債務者　前田　郁男
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４６７号
札幌市西区発寒７条12丁目１番15―402号
債務者　前田真由美
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５１３号
札幌市北区新川２条６丁目９番１号　ライラックガーデンⅠ―201号
債務者　渡邊　　忠
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５３５号
札幌市中央区南２条西８丁目１番地１　リラハイツ大通公園南301号
債務者　山田　明洋
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５３６号
札幌市中央区南２条西８丁目１番地１　リラハイツ大通公園南301号
債務者　山田　明美
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５４２号
札幌市厚別区もみじ台南２丁目１番17―310号
債務者　中村　吉宏
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５５４号
札幌市豊平区月寒東２条19丁目10番８―101号
債務者　平澤　　徹
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５８４号
札幌市北区太平５条２丁目２番16号　グリシーヌ・エス102号
債務者　安東　洋和
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５８５号
札幌市白石区南郷通５丁目南１番３―205号
債務者　向井　政和
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６０２号
札幌市厚別区厚別中央４条４丁目８番２―101号
債務者　堂腰　悌二
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６１６号
札幌市豊平区福住１条７丁目２番５号　ミツグマンション１号
債務者　細川ゆきみ
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６２０号
札幌市白石区平和通17丁目北３番21―102号
債務者　久木　陽子（旧姓二瓶）
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６３４号
札幌市南区川沿１条５丁目４番17号
債務者　笹谷　　誠
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部